

受講手続き案内

職長能力向上教育(製造業向け)

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)」に対し、安全又は衛生の項目についての教育(職長教育)を行わなければならないことが義務付けられています。

また、労働安全衛生法第19条の2で定める「能力向上教育」について、厚生労働省が示す要綱において、製造業及び建設業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後定期(おおむね5年ごと)に、及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を実施すべきとされています。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 70名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・時間・受講料 (申込書の2ページ目に掲載)
- 4 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記5の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合：当協会窓口「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。
(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)
(※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】

佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

佐賀県労働基準協会

検索



5 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行](#)します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に[受講される方に必ず、お渡しください。](#)
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) **当日のお申し込みは受理いたしません。**